

## 船橋市障害者介護給付費等認定審査会の委嘱について

令和3年度から標記審査会委員として委嘱を行うことを予定しております。

以下において、当審査会の概要等について、お知らせいたします。

### ○船橋市障害者介護給付費等認定審査会の概要

障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第15条において「審査判定業務を行わせるため、市町村に介護給付費等の支給に関する審査会を置く。」とされ、船橋市では、平成18年6月1日より標記名称による審査会を設置し、障害者の区分認定に係る審査判定等を行うこととしたものであります。

### 【根拠法令】

- ①障害者総合支援法第15条及び第16条、同法施行令第4条から10条
- ②船橋市障害者介護給付費等認定審査会条例
- ③船橋市障害者介護給付費等認定審査会施行規則

### 【委員の定数】

審査会の委員の定数は、60人以内とする。(現在、60人で構成されています。)

### 【委員構成】

障害保健福祉の分野に関し、共通な知識を持った学識経験者で構成する。

- |                        |     |   |     |
|------------------------|-----|---|-----|
| ①医師                    | 12名 | } | 60名 |
| ②看護師                   | 6名  |   |     |
| ③社会福祉士                 | 6名  |   |     |
| ④理学療法士                 | 6名  |   |     |
| ⑤作業療法士                 | 6名  |   |     |
| ⑥精神保健福祉士               | 1名  |   |     |
| ⑦身体・知的・精神障害者施設の代表者     | 12名 |   |     |
| ⑧身体・知的・精神障害者団体代表者及び当事者 | 11名 |   |     |

### 【会長・副会長】

審査会に審査会会長を一人置き、審査会委員の互選によってこれを定めます。

審査会の職務を代行できる委員をあらかじめ指名し、会長に事故等があるときに職務を代行します。(副会長)

### 【合議体】

会長が指名する5人の委員で構成する合議体を一として、全体で12合議体を設置しています。  
合議体に合議体の長(委員長)を一人置き、合議体の委員の互選によってこれを定めます。  
合議体の職務を代行できる委員をあらかじめ指名し、委員長が出席できない場合に職務を代行します。  
合議体の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決します。

### 【委員の任期】

委員の任期は、2年とされています。今回は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

【身分】 船橋市の非常勤特別職となります。

【報酬】 日額27,500円(税込)となります。

### 【審査会場及び開催日時】

船橋市役所本庁舎 ※場所は変更となる可能性があります。

火曜日の夜間、午後7時頃から1時間程度での審査会時間としております。(時間は目安です。)  
令和3年度は約10回開催予定です。

※ 1回の審査会において審査判定する件数は、10件～15件程度です。

### 【障害支援区分認定】

障害者総合支援法において、介護給付費の支給決定を受けるためには、認定調査・医師意見書を基にした一次判定及び審査会委員より構成される合議体における二次判定により、介護保険にある要介護・要支援認定の様な「障害支援区分認定」を行い、この区分に応じた支給決定が行われサービス提供へと結び付く事となります。

	障害者総合支援法	介護保険
軽度	非該当	非該当
↑	区分 1	要支援状態
	区分 2	要介護 1
	区分 3	要介護 2
	区分 4	要介護 3
	区分 5	要介護 4
↓	区分 6	要介護 5
重度		

### 【区分認定の流れ】

- ①障害者からの支給申請を受理。
- ②申請に基づき、区分認定調査(80項目)を実施。併せて、主治医に医師意見書記入の依頼を実施。
- ③認定調査の成果品の作成及び依頼した医師意見書の受理。
- ④認定調査の成果品と医師意見書との整合性確認のための突合を行い、審査会資料を作成する。
- ⑤開催予定の合議体へ審査会資料を送付。
- ⑥合議体委員は送付された審査会資料の内容を把握し、審査会当日に備える。
- ⑦審査会当日、審査会資料に基づき審査・判定を行い、その結果を市へ通知する。
- ⑧通知を受けた市は、当該結果に基づき区分認定決定を行い、障害者に区分認定決定通知書を送付。

### 【審査判定の方法(概要)】

- ①一次判定の確定のための審査会資料の整合性確認を行い、一次判定を確定する。
- ②審査会資料の認定調査特記事項と医師意見書から二次判定を実施する。
- ③上記②による合議体での検討により二次判定としての障害支援区分を確定する。
- ④上記③の確定後、対象者の障害支援区分認定期間を確定する。
- ⑤必要があれば、サービス利用等に関する意見を具申する。
- ⑥対象者全件の審査判定の内容の確認を行い、その結果を市へ提出する。

※千葉県が開催する障害支援区分認定審査会委員研修を受講していただきます(開催時期未定)。

### 【介護保険との相違点】

障害者の障害支援区分認定に当たっては、調査項目が介護保険では74項目であるのに対して、障害側では80項目による調査を実施し、身体・知的・精神障害者等の状態像等の把握に努めることとなっています。また、医師意見書においても、精神障害の機能評価等その内容に相異があります。また、介護保険が要介護等認定に基づく区分支給限度額管理によるサービス利用であるのに対して、障害側では、支給決定(サービス種類・サービス量)に際し、対象者及びその家族等介護者に関する部分も含めて勘案した上で支給決定を行い、この決定内容に沿ってサービスを利用することとなります。